

掛川市立第一小学校 いじめ防止基本方針

令和5年3月

(改定 平成30年3月)

1 いじめを許さない掛一小づくり

(1) いじめの定義

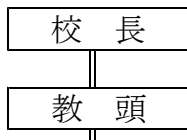
いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも人間として絶対に許されない行為であり、人権に関わる重大な問題である。しかし、このいじめは、「どの児童にもどこでも起こりうる」という認識を持ち、全ての児童に向けた対応を行っていく。第一小の職員は、全員で下記の4点を共有し、いじめ問題には迅速かつ組織的に対応していく。また、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- * 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童に徹底する。
- * いじめられている児童は、学校が徹底して守り通す。
- * 児童に大きな影響力を持つ教職員の言動で手本を示す。
- * 一度解決しても、その後も十分な注意を払い、継続的に指導していく。

2 いじめ防止対策委員会



【いじめ防止対策委員会】

校長・教頭・**主教**・生徒指導主任・生徒指導副主任・学年主任・該当学年担任
養護教諭 PTA 会長(保護者代表)

【関連機関】

市教育委員会・掛川市教育センター・県教育相談機関・児童相談所・警察
スクールカウンセラー・医療機関・掛川市福祉課・民生委員・学校評議員会
PTA役員会

等

- * 学校だけの対処では不十分な場合は、関係機関と専門家と学校が一体となって対応を協議する「ケース会議」を実施する。
- * 重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があるため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

3 未然防止の手だて

全ての児童が安心・安全な学校生活をおくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが、いじめの未然防止につながる。そのために以下のことに努め、児童の居場所づくり・絆づくりを進めていく。

(1) 学級経営の充実

- ア 一人一人が自分のよさを発揮し、互いに認め合う集団をつくる。
- イ 正しい言葉遣いをし、「なかよし言葉・はげまし言葉」等のあったかアクションを増やす。
- ウ 規範意識を高め、掛一小10個の約束を守る落ち着いた学校集団づくりを進める。
- エ 学級活動の話し合いを積極的に行い、学級の問題を自分たちで解決する意識を高める。

(2) 授業の充実

- ア わかる授業や楽しい授業づくりを進め、児童の学びを保障する。
- イ 授業を通して、自己存在感自己肯定感、共感的な人間関係を育てる。

(3) 人権教育・道徳教育の充実

- ア 全クラス「参加型人権学習」に取り組み、人権意識を高める。
- イ 道徳授業の主題「生命尊重」「公正公平」で、いじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。
- ウ 「かけがわ道徳」を実践し、報徳の教えを通して豊かな心を育てる。

(4) 人間関係づくりの指導

- ア エンカウンターや人間関係づくりプログラムを活用し、よりよい人間関係を育てる。(全クラス「出会いステージ」で実施。年2回)

(5) スクールカウンセラーの活用

- ア SCへの悩み相談や児童観察を通して、早期に対応する。
- イ 生徒指導研修会(年3回)へSCも参加し、SCから児童理解等の指導を受ける。
- ウ 生徒指導研修会では、SCが実施するいじめに関する校内研修を行い教職員の資質の向上を図る。

(6) 児童会による取り組み

- ア 桔梗委員会を中心に、各委員会や各クラスを巻き込んで「笑顔であいさつ100%」をめざし、話し合いを行ったり様々なあいさつ運動を展開する。
- イ 桔梗委員会を中心に、「いじめを許さない」運動の取り組みを行う。
例：いじめを許さない標語作り・ポスターの募集 など

(7) インターネットに関する指導

- ア 「情報モラル指導カリキュラム」に沿って、各学年の指導事項を計画的に指導する。
- イ アンケートをとって児童の実態把握に努め、外部講師を招聘して指導したり、保護者を対象とした情報モラルの研修会を実施したりする。

4 早期発見に向けての取り組み

いじめの早期発見のためには、児童のささいな変化に気づく力を高め、気になることがあつたら迷うことなく声かけや情報収集を行う。そして、その情報を確実に全教職員で共有し、その情報に基づき速やかに対応していく。また、日頃から、児童がいじめを訴えやすい環境をつくっていく。

具体的には、以下の取り組みを通して早期発見に努める。

(1) 日常生活における発見

- ア 朝の健康観察 休み時間や昼休み等の様子を観察する。

イ 日記 本読みカードの三行日記から気になる言葉をキャッチする。

(2) アンケート調査等による発見

ア 学校生活アンケート（いじめチェックを含む）を年3回行う。
（6月・10月・12月）

イ アンケート結果から気になる児童には、すぐに個人面談を行う。

(3) 複数の教職員による発見

ア 校内生徒指導研修会（5月・9月・2月）で気になる児童の情報交換を行い、全教職員で関わっていく体制を作る。

イ 出入りの教員との情報交換を密にする。

ウ 気になる言動は、すぐ話題にし、複数の教職員が関わる。

5 いじめの対処（早期対応）

いじめが発見された場合には、事実確認を正確に行い、組織的に迅速に対応していく。いじめられた児童・保護者へは親身な支援を、いじめを行った児童やまわりの児童へは毅然とした指導を行い、対処後も継続的に見守っていく。

